

はじめに

美しく品のある都市景観の創出に向けて

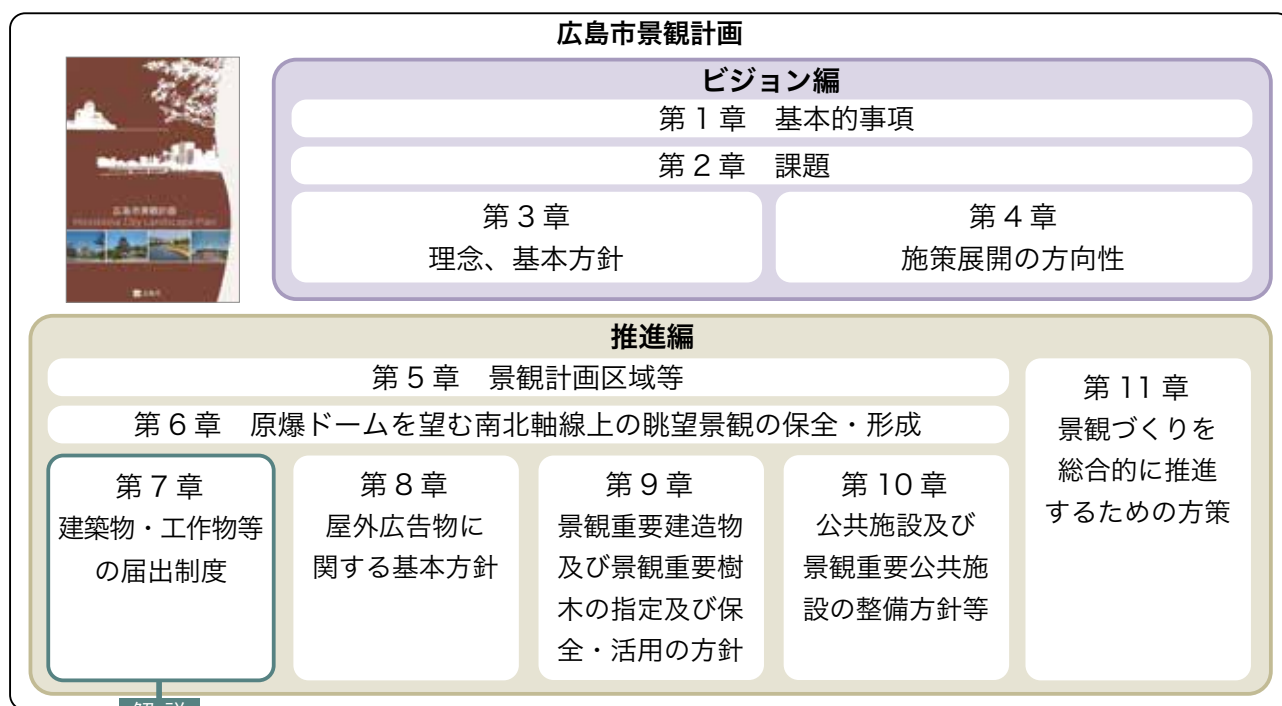
広島市では、平成 26 年 7 月に景観法に基づく広島市景観計画（以下「景観計画」という。）を策定し、平成 27 年 1 月より景観法に基づく建築物・工作物等の届出制度を開始しました。

景観計画は、市民、事業者、行政が連携・協働して、本市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものです。

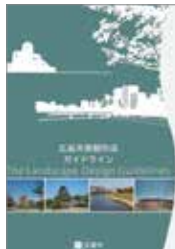
「美しく品のある都市景観」を実現するためには、個々の建築物等の単体としての美しさだけでなく、周辺の景観特性を踏まえた、計画対象地によりふさわしい計画・デザインとなるよう、良好な景観形成に向けた工夫や配慮が不可欠です。

本ガイドラインは、良好な景観形成の一助となることを期待して、景観計画「第 7 章 建築物・工作物等の届出制度」について解説するもので、届出対象となる行為や形態意匠の基準などについて、具体的な考え方や配慮の方法、手続の流れなどを示しています。また、景観計画の届出を要しない場合でも、市民、事業者、行政など景観に関わるすべての方に、美しく品のある都市景観の創出に向けた取組の参考にさせていただくことを目的としています。

令和 4 年 1 月



解説



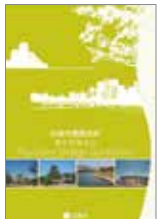
**広島市景観形成
ガイドライン**

景観計画のうち、本編第 7 章の内容を解説しています。



**広島市景観形成ガイドライン
(原爆ドームを望む南北軸の眺望景観)**

高さの最高限度の基準・良好な景観の形成のための基準は別冊としています。



**広島市景観色彩
ガイドライン**

形態意匠の基準のうち、色彩の基準については別冊としています。

第2章 景観づくりに向けた基本的考え方

1 景観づくりの基本

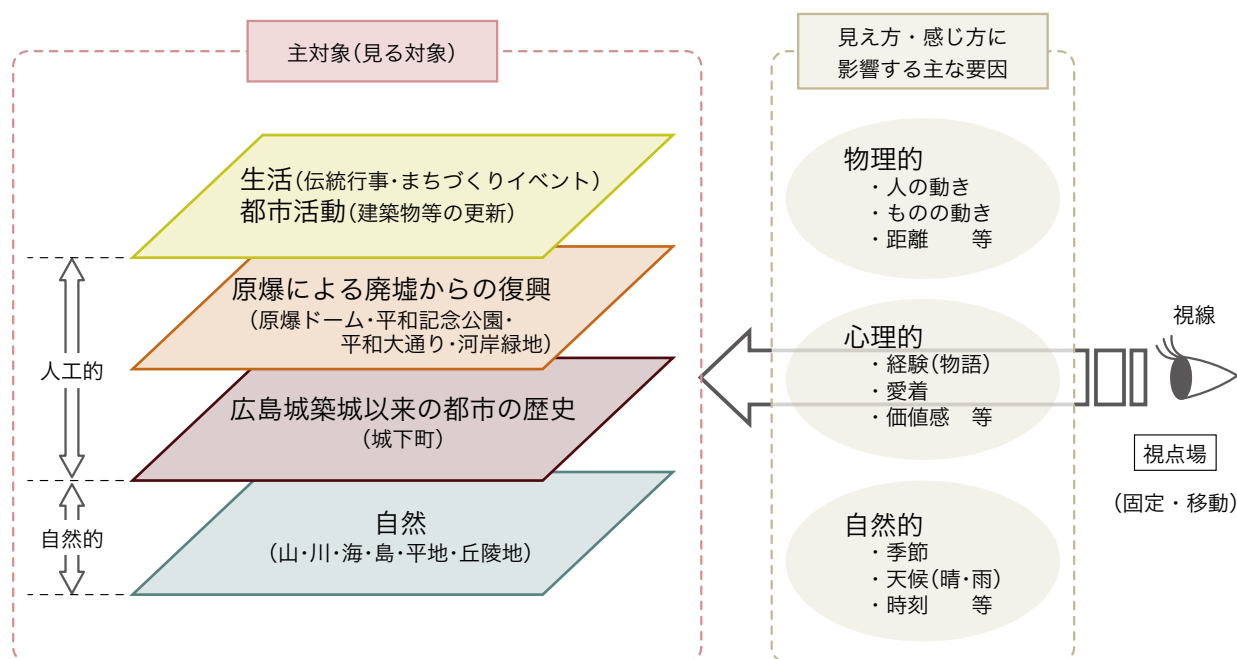
■ 本編 4 ページ

(1) 景観とは

ア 多様な要素により構成される

景観は、自然的な要素や人工的な要素の上に、人々の生活や都市活動などが加わって構成されています。

私たちは、これらの要素を、物理的、心理的、自然的な要因を通して、景観として見ています。



イ 長年の積み重ねにより形成される

現在私たちが目にしている景観は、地域の自然条件や気候風土の中で、過去の時代の価値観や社会情勢などを背景とした先人たちの営みが、長い年月を経て積み重ねられた結果として形づくられているものです。

特に、地域にとって特徴ある魅力的な優れた景観は、古くから大切に育まれたものであり、味わい深いものとなっています。

このような先人たちが築いてきた景観を受け継ぎ、美しく、親しまれる景観として、次世代に継承していくことは、現代の私たちの使命です。

このため、新たにつくられる建築物等については、積み重ねられた既存の景観を損ねることのないよう慎重に検討することが大切です。

ウ 多様な担い手が関わって形成される

景観づくりは、市民、事業者、行政などの担い手により、様々な考え方のもとで進められることから、街全体の景観として調和が図られないおそれがあります。そのため、良好な景観形成に向けた一定のルールを定め、適切にコントロールすることが大切です。

(2) 市民共通の資産である

良好な景観は、街への愛着や誇りを醸成し、住み心地のよさにつながるとともに、都市の魅力を発信し観光客などを呼び込む資源ともなることから、「市民共通の資産」として大きな価値があります。

こうした景観を守り、育てていくことが極めて重要であり、そのためには、市民、事業者、行政が景観に対する共通の認識を持ち、協働して継続的に景観形成に取り組む必要があります。

2 より良好な景観を形成するために

(1) 景観形成には慎重かつ丁寧な対応が必要

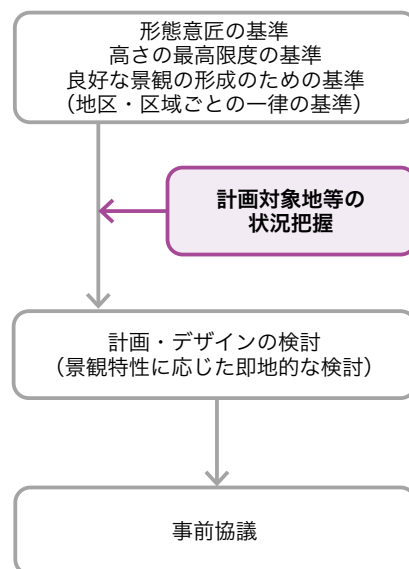
景観は、「1 景観づくりの基本」で示したように、長年積み重ねられた多様な要素、多様な担い手により形成されるもので、市民共通の資産としての特性を有しており、今後の景観形成に影響を与える建築物等の計画やデザインにおいては、より慎重で丁寧な対応が必要です。

(2) 計画対象地等の状況に即した景観形成が必要

景観計画では、「美しく品のある都市景観」の創出に向けて、地形や市街地等の特性などに関する分析を踏まえ、地区・区域ごとに景観形成の方針を取りまとめています。

また、建築物等に関する具体的な行為の制限を示す「形態意匠の基準」、「高さの最高限度の基準」、「良好な景観の形成のための基準」は、最低限守るべきルールであり、地区・区域ごとに一律に設定していますが、計画対象地とその周辺の景観特性や状況は、同じ地区・区域内であっても個々の場所によって異なります。特に一般区域では、場所ごとに景観特性が大きく異なります。

このことから、形態意匠などの基準のみでは、良好な景観形成に十分に対応できない可能性があるため、計画対象地において、形態意匠などの基準を遵守しつつも、即地的（街区、通り、向こう三軒両隣）に景観特性を勘案して、より良好な景観を検討する必要があります。



(3) 対話による良好な景観形成に向けた調整が必要

良好な景観形成を実現するには、市民、事業者、行政が、それぞれの立場から相互に協力していく必要があります。このことから、美しい景観は、景観形成に関わる全ての人の協力と配慮により成り立っていると言えます。

本市においても、昭和56年(1981年)3月に広島市都市美計画を策定して以来、40年以上にわたり、市民、事業者、行政と建築物や屋外広告物のデザインについて、要綱に基づく対話型の協議を進めてきました。こうした対話型の協議は、良好な景観形成に非常に有効であると考えています。

計画対象地にふさわしい計画・デザインとすることや、慎重かつ丁寧な検討を行う場の必要性を踏まえ、「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱（以下「事前協議要綱」という。）[※]」を策定し、景観法に基づく届出制度に先立つ制度として「事前協議制度」を設けています。

この事前協議制度により、これまでの経験と実績を生かして、対話型の協議を行っています。

※「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」は、市ホームページ掲載のものをご覧ください。

3 事前協議について

■ 本編 23、31 ページ

事前協議制度は、市民、事業者、行政の考え方をすり合わせながら、良好な景観形成に向けた共通の理解を醸成し、一緒に良好な景観をつくり上げていくためのデザイン調整の場として重要な役割を担うものです。

具体的には、景観計画に定めた地区・区域ごとの「景観形成の方針」や建築物等の「形態意匠の基準」、「高さの最高限度の基準」、「良好な景観の形成のための基準」を具体的に勘案した上で、建築物等が計画対象地にふさわしいデザインとなるよう、本市と事業者等が対話を通じて、協議・調整を行います。

また、建築物等の色彩については、景観計画において地区・区域ごとに使用できる色彩の範囲を定めていますが、より良好な景観形成に向けて、景観色彩ガイドラインに示す「地区の景観になじみやすい色彩の例」を活用した協議・調整を行います。

さらに、計画内容について本市と早めに協議・調整を行うことで、設計の手戻りを少なくし、スムーズな計画検討に役立つものと考えています。

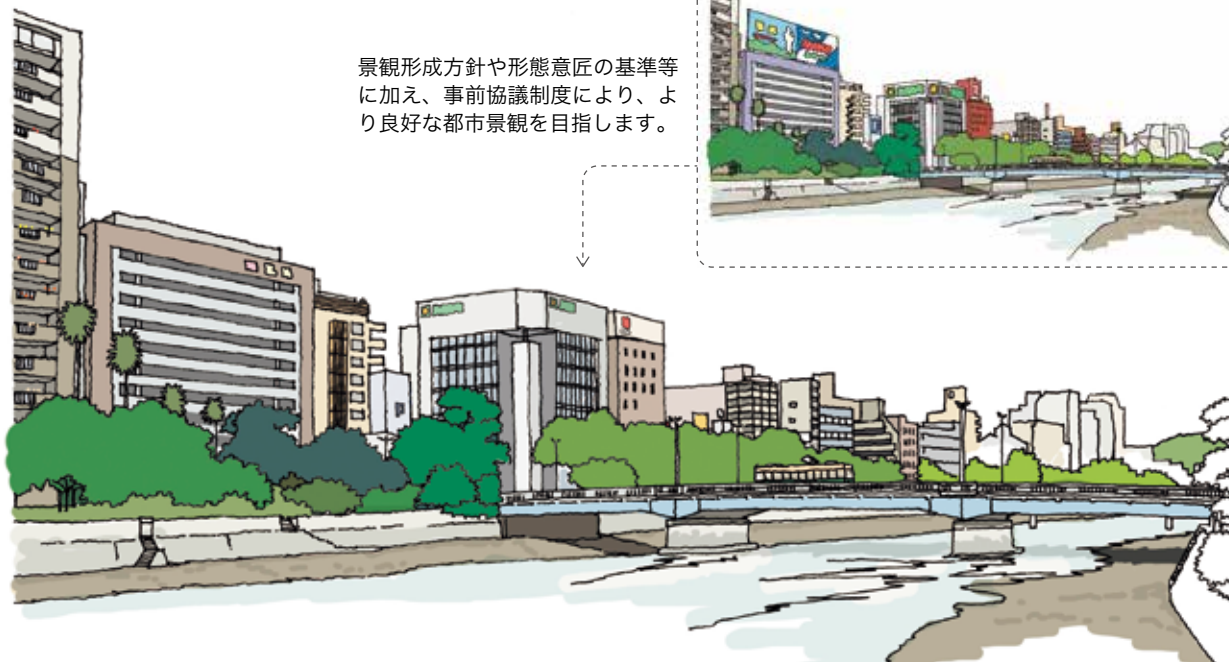
■ 協議制度による景観配慮例



景観計画に基づく届出制度を補完し、きめ細やかな景観誘導を行います。

■ 景観計画と事前協議による良好な街並み景観づくりのイメージ

規制・誘導イメージ



景観形成方針や形態意匠の基準等に加え、事前協議制度により、より良好な都市景観を目指します。

規制・誘導がない場合のイメージ



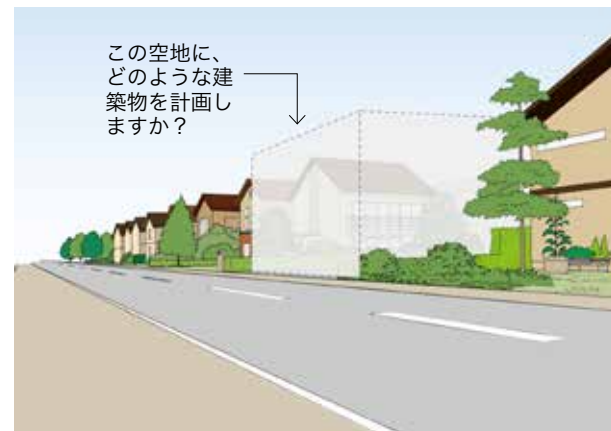
ある街並みにおける景観の捉え方

街なかの市街地と郊外の住宅地に建築敷地があります。あなたなら、このまちの景観特性をどのように捉え、建築物を計画しますか？

■市街地の街並み景観



■郊外の住宅地の街並み景観



景観計画に定めた地区・区域ごとに一律の「形態意匠の基準」を最低限満たした例

■市街地の街並み景観



■郊外の住宅地の街並み景観



計画対象地の状況とその周辺の景観特性を踏まえ、より良好な景観となるよう、さらに工夫した例

■市街地の街並み景観



■郊外の住宅地の街並み景観

